

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月25日提出
【計算期間】	第10期中(自 2023年7月28日至 2024年1月27日)
【ファンド名】	イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 輝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	岡本 みのり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンド】

以下の運用状況は2024年 1月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	16,555,429,405	99.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	97,229,548	0.58
合計(純資産総額)		16,652,658,953	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2015年 7月27日）	26,494	26,494	1.2821	1.2821
第2計算期間末（2016年 7月27日）	13,337	13,337	1.1160	1.1160
第3計算期間末（2017年 7月27日）	7,430	7,430	1.5582	1.5582
第4計算期間末（2018年 7月27日）	5,663	5,663	1.6431	1.6431
第5計算期間末（2019年 7月29日）	3,668	3,668	1.3363	1.3363
第6計算期間末（2020年 7月27日）	2,463	2,463	1.1777	1.1777
第7計算期間末（2021年 7月27日）	3,100	3,100	1.7436	1.7436
第8計算期間末（2022年 7月27日）	2,834	2,834	1.8046	1.8046
第9計算期間末（2023年 7月27日）	3,055	3,083	2.2499	2.2699
2023年 1月末日	2,816	—	1.9198	—
2月末日	2,918	—	1.9899	—
3月末日	3,003	—	1.9981	—
4月末日	3,139	—	2.0914	—
5月末日	2,904	—	2.0665	—
6月末日	3,013	—	2.2095	—
7月末日	3,122	—	2.2886	—
8月末日	3,727	—	2.3218	—
9月末日	7,364	—	2.3811	—
10月末日	11,224	—	2.2986	—
11月末日	13,264	—	2.3652	—
12月末日	15,327	—	2.3701	—
2024年 1月末日	16,652	—	2.4875	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2014年 8月 8日～2015年 7月27日	0.0000
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	0.0000

第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	0.0000
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	0.0000
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	0.0000
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	0.0000
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	0.0000
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	0.0000
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	0.0200
当中間期	2023年 7月28日～2024年 1月27日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2014年 8月 8日～2015年 7月27日	28.2
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	13.0
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	39.6
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	5.4
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	18.7
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	11.9
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	48.1
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	3.5
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	25.8
当中間期	2023年 7月28日～2024年 1月27日	8.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	16,397,290,480	99.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	158,265,615	0.96
合計(純資産総額)		16,555,556,095	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンド】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2014年 8月 8日～2015年 7月27日	27,643,766,042	6,978,922,073
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	1,623,315,498	10,337,345,766
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	780,209,829	7,962,392,250
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	103,606,460	1,425,450,968
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	9,043,408	710,461,313
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	25,584,538	679,059,283
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	228,535,317	542,097,105
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	17,209,774	224,749,004
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	91,781,268	304,328,987
当中間期	2023年 7月28日～2024年 1月27日	5,677,886,198	476,491,112

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2023年 7月28日から2024年 1月27日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 2023年 7月27日現在	第10期中間計算期間末 2024年 1月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,258,578	230,479,878
親投資信託受益証券	3,047,414,720	15,957,903,391
未収入金	-	95,000,000
流動資産合計	3,118,673,298	16,283,383,269
資産合計	3,118,673,298	16,283,383,269
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,164,907	-
未払解約金	6,181,783	141,583,391
未払受託者報酬	812,580	1,913,413
未払委託者報酬	27,627,641	83,408,396
未払利息	208	694
その他未払費用	936,210	726,687
流動負債合計	62,723,329	227,632,581
負債合計	62,723,329	227,632,581
純資産の部		
元本等		
元本	1,358,245,385	6,559,640,471
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,697,704,584	9,496,110,217
（分配準備積立金）	1,311,371,179	1,202,080,628
元本等合計	3,055,949,969	16,055,750,688
純資産合計	3,055,949,969	16,055,750,688
負債純資産合計	3,118,673,298	16,283,383,269

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期中間計算期間 自 2022年 7月28日 至 2023年 1月27日	第10期中間計算期間 自 2023年 7月28日 至 2024年 1月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	184,997,752	814,488,671
営業収益合計	184,997,752	814,488,671
営業費用		
支払利息	9,896	34,667
受託者報酬	773,217	1,913,413
委託者報酬	26,289,280	83,408,396
その他費用	712,800	727,902
営業費用合計	27,785,193	86,084,378
営業利益又は営業損失（ ）	157,212,559	728,404,293
経常利益又は経常損失（ ）	157,212,559	728,404,293
中間純利益又は中間純損失（ ）	157,212,559	728,404,293
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,339,352	35,361,585
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,263,796,198	1,697,704,584
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,150,399	7,741,249,097
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,150,399	7,741,249,097
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,964,931	635,886,172
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,964,931	635,886,172
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,334,854,873	9,496,110,217

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期中間計算期間 自 2023年 7月28日 至 2024年 1月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第9期 (2023年 7月27日現在)	第10期中間計算期間末 (2024年 1月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,570,793,104円	1,358,245,385円
期中追加設定元本額	91,781,268円	5,677,886,198円
期中一部解約元本額	304,328,987円	476,491,112円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,358,245,385口	6,559,640,471口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2499円 (22,499円)	2.4477円 (24,477円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期中間計算期間 自 2022年 7月28日 至 2023年 1月27日	第10期中間計算期間 自 2023年 7月28日 至 2024年 1月27日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第9期 (2023年 7月27日現在)	第10期中間計算期間末 (2024年 1月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	(2023年 7月27日現在)	(2024年 1月27日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		17,394,665	146,711,710
株式		3,029,742,800	15,893,488,120
未収入金		9,509,737	63,323,603
未収配当金		3,922,000	20,050,000
流動資産合計		3,060,569,202	16,123,573,433
資産合計		3,060,569,202	16,123,573,433
負債の部			
流動負債			
未払金		13,143,083	70,492,147
未払解約金		-	95,000,000
未払利息		50	442
その他未払費用		-	7,770
流動負債合計		13,143,133	165,500,359
負債合計		13,143,133	165,500,359
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	1,128,379,576	5,381,547,699
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,919,046,493	10,576,525,375
元本等合計		3,047,426,069	15,958,073,074
純資産合計		3,047,426,069	15,958,073,074
負債純資産合計		3,060,569,202	16,123,573,433

（注）「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年7月28日から翌年7月27日までであります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2023年 7月28日 至 2024年 1月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2023年 7月27日現在)	(2024年 1月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,335,142,234円	1,128,379,576円
期中追加設定元本額	32,320,714円	4,417,882,352円
期中一部解約元本額	239,083,372円	164,714,229円

元本の内訳 イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株 ファンド 合計	1,128,379,576円 1,128,379,576円	5,381,547,699円 5,381,547,699円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日 における受益権の総数	1,128,379,576口	5,381,547,699口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.7007円 (27,007円)	2.9653円 (29,653円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

(2023年 7月27日現在)	(2024年 1月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価 されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあ りません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2024年1月末現在
資本金の額 : 649.5百万円
発行する株式の総数 : 30,000株
発行済株式総数 : 23,060株
過去５年間ににおける主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2024年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	24	674,411
合計	24	674,411

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第25期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

第25期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,301,521	1,825,477
有価証券	268,187	13,389
前払費用	56,422	61,876
未収委託者報酬	703,806	1,543,611
未収運用受託報酬	3,348	-
未収入金	103,939	33,458
流動資産合計	2,437,226	3,477,813
固定資産	1	
有形固定資産		
建物	0	107
器具備品	5,683	6,977
リース資産	0	0
有形固定資産合計	5,683	7,084
投資その他の資産		
長期差入保証金	34,667	27,281
繰延税金資産	-	144,710
投資その他の資産合計	34,667	171,992
固定資産合計	40,351	179,077
資産合計	2,477,577	3,656,890
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	370,355	857,995
関係会社未払金	107,339	153,822
その他未払金	31,055	34,702
未払費用	108,673	43,107
未払法人税等	9,252	95,262
預り金	10,972	19,999
賞与引当金	199,295	203,226
未払消費税等	7,240	68,755
リース債務	2,221	959
流動負債合計	846,406	1,477,832
固定負債		
退職給付引当金	261,756	280,216
リース債務	2,319	1,359
固定負債合計	264,075	281,575
負債合計	1,110,482	1,759,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	100,720	631,107
利益剰余金合計	100,720	631,107
株主資本合計	1,367,095	1,897,482

純資産合計	1,367,095	1,897,482
負債・純資産合計	2,477,577	3,656,890

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,642,858	4,967,312
運用受託報酬	12,854	9,370
その他営業収益	253,751	244,302
営業収益合計	3,909,465	5,220,984
営業費用		
支払手数料	1,661,153	2,497,032
広告宣伝費	48,184	70,638
調査費	150,722	163,733
委託調査費	656,320	623,280
委託計算費	100,005	102,191
通信費	9,124	8,102
諸会費	3,771	2,659
営業費用合計	2,629,281	3,467,638
一般管理費		
役員報酬	143,892	167,076
給料・手当	671,216	602,392
賞与	134,043	138,601
交際費	2,410	3,861
旅費交通費	5,576	14,486
租税公課	20,513	29,868
不動産賃借料	122,424	121,669
退職給付費用	95,753	70,977
減価償却費	616	1,398
採用費	19,664	15,239
専門家報酬	31,563	20,139
業務委託費	26,318	31,524
敷金の償却	29,458	4,909
諸経費	93,021	92,997
一般管理費合計	1,396,473	1,315,142
営業利益又は営業損失（ ）	116,289	438,204
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	102	12
有価証券売却益	1,600	32,679
有価証券評価益	-	435
為替差益	-	1,377
雑収入	32	33
営業外収益合計	1,740	34,544
営業外費用		
有価証券評価損	44,902	-
為替差損	19,633	-
営業外費用合計	64,536	-
経常利益又は経常損失（ ）	179,085	472,748
税引前純利益又は税引前純損失（ ）	179,085	472,748
法人税、住民税及び事業税	950	87,072
法人税等調整額	-	144,710
法人税等合計	950	57,638
当期純利益又は当期純損失（ ）	180,035	530,386

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	280,756	1,547,131	1,547,131

当期変動額					
当期純損失	-	-	180,035	180,035	180,035
当期変動額合計	-	-	180,035	180,035	180,035
当期末残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095
当期変動額					
当期純利益	-	-	530,386	530,386	530,386
当期変動額合計	-	-	530,386	530,386	530,386
当期末残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 売買目的有価証券
 - 時価法により行っています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法により償却しております。
 - なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
 - 建物 18年
 - 器具備品 3年～15年
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。
 - (2) 賞与引当金
 - 役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。
4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針

第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	前事業年度末 (2022年12月31日)	当事業年度末 (2023年12月31日)
建物	113,356千円	113,359千円
器具備品	59,920千円	58,171千円
リース資産	16,652千円	5,234千円
計	189,929千円	176,764千円

（注）上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

1. 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
有形固定資産	616千円	1,398千円
計	616千円	1,398千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数(株)	前事業年度 増加株式数(株)	前事業年度 減少株式数(株)	前事業年度 末株式数(株)
普通株式	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
普通株式	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500	利益剰余金	21,682	2023/12/31	2024/3/22

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。
また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2022年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	268,187	268,187	-
長期差入保証金	34,667	34,263	404

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	13,389	13,389	-
長期差入保証金	27,281	27,135	146

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2022年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,301,521	-	-	-
未収委託者報酬	703,806	-	-	-
未収運用受託報酬	3,348	-	-	-
未収入金	103,939	-	-	-
長期差入保証金	2,476	-	32,191	-
合計	2,115,092	-	32,191	-

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,825,477	-	-	-
未収委託者報酬	1,543,611	-	-	-
未収入金	33,458	-	-	-
長期差入保証金	-	27,281	-	-
合計	3,402,547	27,281	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2022年12月31日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用した投信信託受益証券の貸借対照表における金額は、有価証券268,187千円となります。なお、他に時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債はございません。

当事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	

有価証券	-	13,389	-	13,389
資産計	-	13,389	-	13,389

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

前事業年度末（2022年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	34,263	-	34,263
資産計	-	34,263	-	34,263

当事業年度末（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	27,135	-	27,135
資産計	-	27,135	-	27,135

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
事業年度の損益に含まれた評価差額	44,902千円	435千円

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針（平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
退職給付引当金期首残高	285,296千円	261,756千円
退職給付費用	104,503千円	86,131千円
退職給付の支払額	128,044千円	67,671千円
退職給付引当金期末残高	261,756千円	280,216千円

（注）上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）	当事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	95,753千円	70,977千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	52,048	47,545
退職給付引当金損金算入限度超過額	80,149	85,802
未払費用否認額	20,277	7,664
未払事業税	2,839	6,049
株式報酬費用	1,542	2,456
資産除去債務	25,860	27,363
減損損失	17,093	7,940
繰越欠損金	109,443	28,779
有価証券評価損	-	174
その他	500	639
繰延税金資産の総額	309,756	214,415
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	109,443	28,779
将来減算一時金差異等の合計に係る 評価性引当額	187,301	40,925
評価性引当額小計	296,745	69,704
繰延税金資産合計	13,011	144,710
繰延税金負債との相殺	13,011	-
繰延税金資産の純額	-	144,710
繰延税金負債		
有価証券評価益	13,011	-
繰延税金負債合計	13,011	-
繰延税金資産との相殺	13,011	-
繰延税金負債（ ）の純額	-	-

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	109,443	109,443
評価性引当金	-	-	-	-	-	109,443	109,443
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金109,443千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（ ）	-	-	-	-	-	28,779	28,779
評価性引当金	-	-	-	-	-	28,779	28,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金28,779千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年12月31日)

税引前純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

当事業年度(2023年12月31日)

(単位: %)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	28.58%
繰越欠損金の利用	18.23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税の負担率	12.19%

（関連当事者情報）

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,303百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	業務委託費の 支払	8,171	未払金	11,325

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	253,751	未収 入金	49,310
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約	委託調査費の 支払(注1)	563,320	未払金	89,327
							委託計算費の 支払(注1)	8,109		
							情報関連費の 支払	46,311	未払 費用 未収 入金	46,852 54,629
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	771	未払金	6,687
						情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	12,384		
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシ アリン ギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	14,258	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,303百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	4,111	未払金	4,055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	244,302	未収入金	32,418
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約	委託調査費の支払(注1)	541,969	未払金	101,230
							委託計算費の支払(注1)	422		
							情報関連費の支払	22,459	未収入金	1,039
									未払金	14,056
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万シンガポールドル	その他サービス業	なし	情報システム関連契約	情報関連費の支払	13,768	未払金	9,227
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万マレーシアリンギット	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	情報システム関連契約	業務委託	24,202	未払金	24,579

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
委託者報酬	3,642,858 千円	4,967,312 千円
運用受託報酬	12,854 千円	9,370 千円
その他営業収益	253,751 千円	244,302 千円
計	3,909,465 千円	5,220,984 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,642,858	12,854	253,751	3,909,465

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,967,312	9,370	244,302	5,220,984

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1,422,702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,047,059	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	59,284円28銭	82,284円57銭
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	7,807円28銭	23,000円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	180,035千円	530,386千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益又は 当期純損失()	180,035千円	530,386千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉 宏和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月2日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月5日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2023年7月28日から2024年1月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2024年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月28日から2024年1月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。